

平成24年1月
林 野 庁

森林国営保険の今後の取扱いについて
(森林国営保険加入者及び加入を御検討の皆様へ)

平成24年1月24日に閣議決定された「特別会計改革の基本方針」において、「森林保険特別会計については、平成26年度中に廃止するものとする。国以外の実施主体への移管についての検討を早急に行い、平成24年度中にその結論を得るものとし、これを踏まえ、所要の制度改正を平成25年度中に行うものとする。」とされました。

森林国営保険は、森林の火災・気象災・噴火災による損害を填補する、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネット手段であり、「森林・林業再生プラン」の推進を図る上でも、森林保険の仕組みは今後とも維持・発展させる必要があるものです。

今後、林野庁では、本閣議決定を踏まえ、国以外の実施主体への移管について、損害保険会社等との協議を含めた検討を行って参ります。

一方で、森林保険の仕組みを確保する観点から、国以外の実施主体に移管されるまでの間、これまでと変わらず、適切に森林国営保険を運営することとしております。森林国営保険加入者及び加入を御検討の皆様方におかれましては、森林国営保険が移管されまでの間、従前どおり御利用頂くことができますので、引き続き御利用頂きますようお願い申し上げます。

なお、移管についての検討結果等については、今後明らかになり次第、改めてお知らせ致します。また、御不明な点等ございましたら、以下の連絡先にお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

連絡先：林野庁 森林整備部 研究・保全課
森林保全推進室 森林保険企画班
電話 03-3502-8244 (直通)